

法廷メモは原則自由

「憲法上の法益」

最高裁大法廷が初判断

損害賠償は棄却



法廷に入るローレンス・レベタさん（中央）＝東京・有明の最高裁

傍聴人にメモを許可しなかったのは知る権利を保障した憲法二条や裁判公開原則をうたった憲法八二条に違反する」と米国人弁護士、ローレンス・レベタさん。だが国を相手に百三十万円の損害賠償を求めた「法廷傍聴メモ訴訟」の上告審判決が八日午前、最高裁大法廷（裁判長・矢口洪一長官）で言い渡された。矢口裁判長は、表現の自由には情報収集・受領する自由（知る権利）が含まれるとしたうえで「傍聴人がメモを取りことは、裁判を認識、記憶するためにされるものである限り、憲法二条の精神に照らし尊重に値し、故なく妨げられてはならない」と述べ、メモの自由は保護に値する法益とする初の判断を示した。しかし、メモを許可しなかつた東京地裁裁判長の行為については「裁判の範囲を著しく逸脱したとはいえない」とし、損害賠償の訴えを退けた。二審の結論を支持、レベタさんの上告を棄却した。

この訴訟では、傍聴人のメモの自由が知る権利に含まれるかどうか、制限が許されるべき、「裁判の公開制度は、どのような場合かが議論、傍聴希望を権利として認めた」となった。この日の大法廷のものではなく、法廷の傍聴メモ判断は、「一般の傍聴人には原則も権利として保障されない」。

判決はまず、憲法八二条

（裁判の公開制度は、

する自由は表現の自由に含まれるとしてもある」とし例外的に

事件とかかわりがある傍聴人

であるとし、「筆記行為は、さ

ることもある」とし例外的に

性を欠くとはいえない」とし

ますまな意見、知識、情報に

や耳に入迫加える可能性

がある傍聴人は制約されると

接し、接収することを補助さ

れた。

れるものに限るなら、憲法二

条の規定の精神に照らし、

そして、司法記者クラブ所

た。

この結果、憲法二条から

法の運営を妨害する思想は、

もとの通りに至った。

メモの自由は保障されるべき法、ほとんど形をひそめるに至った。

メモの自由は保障されるべき法、ほとんど形をひそめるに至った。

ある傍聴人は制約されると

接し、接収することを補助さ

れた。

れるものに限るなら、憲法二

条の規定の精神に照らし、

そして、司法記者クラブ所

た。

この結果、憲法二条から

法の運営を妨害する思想は、

もとの通りに至った。

メモの自由は保障されるべき法、ほとんど形をひそめるに至った。

ある傍聴人は制約されると

接し、接収することを補助さ

れた。

この結果、憲法二条から

法の運営を妨害する思想は、

もとの通りに至った。

ある傍聴人は制約されると

接し、接収することを補助さ

れた。

この結果、憲法二条から